

鎌倉時代における東大寺の莊園經營について

* 納 田 敬 悟

本稿では、惣寺がどのような要因によつて寺領莊園への經營權を獲得できたのかについて考察するとともに、惣寺と領家との契約事項について考察することで鎌倉時代における東大寺の莊園經營の一端を解明することを目的としている。

先行研究において、東大寺の寺務組織に関する研究は平岡定海氏、永村眞氏、稻葉伸道氏、久野修義氏などによつて行なわれているが、惣寺と莊園經營についてあわせて考えられているのは永村眞氏、稻葉伸道氏だけである。

先行研究における問題点は、鎌倉時代における莊園經營が寺務・院家・惣寺等によつて行なわれてきたことを当然として使用していることである。つまり、寺領莊園が複数の經營主体に分割されている原因が先行研究では述べられていないにもかかわらず、惣寺の莊園經營への関与が述べられているのである。稻葉伸道氏は惣寺による寺領莊園への関与の原因を深く考察されておらず、別当の別相伝化に言及しながらも具体的な検討を行っていない。

次に、惣寺と莊務權を請け負う院家との間にどのような契約事項が存在したのかが不明確であることである。永村眞氏と稻葉伸道氏は惣寺による莊園經營についてどのような活動をしたかについては述べられているものの、惣寺による莊務權の請け負いに関して惣寺と院家との間にどのような契約事項が存在したことについては両者とも具体的な検討はなされていない。

以上の問題点を踏まえて考察した結果、本稿各節において以下のことが判明した。

第一章第一節において東大寺の寺領莊園の半分あまりが別当の手によつて分割されていることを指摘し、東大寺の運営を支える公的な財源である寺領莊園が、東大寺内部の私的な存在である院家、および惣寺へと分割されていることが判明した。そして、別当による寺領莊園の分割は惣寺からの反発を招いており、別当によつて分割された莊園の返還や別当の改替が惣寺の要請でおこっていることが明らかとなつた。

第一章第二節においては別当による寺領莊園の分割に対する惣寺の寺領莊園への本格的な関与時期と莊務權獲得による惣寺の莊園經營について検討した。それによつて、一二二〇年代から惣寺による寺領莊園への本格的な関与が始まるとともに、一二二〇年代以前における惣寺の寺領莊園への関与については供料納入に關してのみ間接的に関与していたことが明らかとなつた。また、惣寺による莊務權の獲得は「避出（去出）」が行なわれた場合と寄進された場合が存在することが判明した。そして、莊園を請け負わせる院家と寺僧には「領家職」と「預所職」という「職」の違いが存在していたことが明らかとなつた。

第二章第一節において前章を踏まえた上で惣寺による寺領經營への参加理由について考察を行なつた。それによつて、惣寺が本格的な寺領莊園の經營に関与し始めた理由は、別当による寺領莊園の分割によって生じる供料未進の増加に対応するために、供料に関する起請文を作成し、それを梃子として従来の間接的な関与から本格的な寺領莊園の經營に関与していくことが明らかとなつた。

第二章第二節においては惣寺と領家との契約事項について考察した。その結果、領家は供料の員数と納入期限の厳守、供料未納による莊務權の「避出（去出）」、別当や院主による雜掌の改替命令が発生した場合において供料納入は惣寺に損失が出ないようにする契約事項が存在していた。また、請け負わせる側である惣寺には莊務職を惣寺に「避出（去出）」された後に、惣寺が任命した預所、または雜掌が不法をおこなつた場合は莊務職を「避出（去出）」した側に対しても莊務權を

返還するということ、院家が未納した供料を納入した場合においては莊務權を「避出（去出）」した側に対しても莊務權を返還する契約事項が存在していた。そして、契約不履行に対する惣寺の対応は「質人」（預所）に対しては所職の剥奪と寺帳からの擯出、「雜掌」に対しては所職の改替、「領家」に対しては莊務權の「避出（去出）」という処置がとられていたことが明らかとなつた。

以上のことから、惣寺がどのような要因によつて寺領莊園への經營権を得たのかについて考察するとともに、惣寺と領家との契約事項について考察することで鎌倉時代における東大寺の莊園經營の一端を解明することができたと考えられる。